

# いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会における報道員に準じる者について

## 1 いちご一会とちぎ国体

### (1) 報道員に準じる者の定義

「国民体育大会開催基準要項」の規定により、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者についても報道員とすることができる。これを報道員に準じる者（準報道員）として取り扱う。

(参考「国民体育大会開催基準要項（抜粋）」)

38 報道

(1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。

(以下略)

### (2) 報道員に準じる者の対象

報道員に準じる者は、次のいずれかに該当する者に所属し報道業務に携わる職員とする。

ア 主催者及び主催者に準じる者

(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、栃木県、競技開催市町、(公財)栃木県スポーツ協会、各市町スポーツ協会等

イ 後催県（3県）

ウ 過去3年間の国民体育大会において報道員に準じる者として認められた者で、取材希望のある者

エ カメラサービス等、報道の円滑な業務に資する者

オ 上記ア～エを除く下記の者で、新聞、雑誌、放送等の一般向けの広報媒体（社内報等を除く。）を有し、国体取材し、記事掲載等の計画がある者

(ア) 県実行委員会に対して取材希望があり、県実行委員会が認めた者

(イ) 県内市町から県実行委員会に対して推薦され、県実行委員会が認めた者

### (3) 報道員に準じる者に対する制限

ア 総合開会式・閉会式（冬季大会においては、開始式・表彰式）における限定取材は、県実行委員会が認めた者のみとする。

イ 申請内容に虚偽があった場合や、大会運営に支障を及ぼすような取材を行った場合は、取材禁止を含めた制限をすることがある。

ウ 大会運営上、持ち込み車両台数等について制限する場合がある。

## 2 いちご一会とちぎ大会

いちご一会とちぎ大会における報道員の範囲及び報道員に準じる者の取扱いについては、いちご一会とちぎ国体と同様とする。ただし、報道員に準じる者のうち「ア 主催者及び主催者に準じる者」については、次のとおりとする。

(公財)日本パラスポーツ協会、文部科学省、栃木県、競技開催地市町、(特非)栃木県障害者スポーツ協会及びその他の関係団体